

※ 個人情報が含まれています。FAX番号をお間違えないようにご注意ください。

選考結果通知 (紹介日)

送信 年 月 日

送信先: 紹介担当者 (TEL:) (FAX:)	送信元: 記入者: 連絡先:
-------------------------------------	----------------------

(求人番号:) (紹介期限:)

さきに紹介を受けた方(裏面の紹介状に記載の方)の選考結果を通知します。
また、この求人については、次の取扱いを希望します。

引き続き紹介をしてほしい (人) ※注 既に有効期限切れ等で無効となっている場合は、再度の申し込みが必要です。
 求人を取り消して欲しい

※ 裏面の紹介状で応募者氏名をご確認の上、ご記入ください。

採用した

職 種 _____

雇用(予定)日 _____年 _____月 _____日

賃金見込み(手当含まず) (月額・日額・時間額・年俸) _____円程度

求人票の労働条件と採用条件との相違 (なし・あり) _____

相違「あり」の場合、

- ・労働契約締結前の変更する労働条件等の明示 (なし・あり)
- ・変更する労働条件等の本人の同意 (なし・あり)

採用した理由について、できるだけ詳しく教えてください。

採用しなかった

該当する事項に○を付してください。(1~5の中、6~11の中で複数選択可)

<p>●選考の結果当方で採用しなかった場合</p> <ol style="list-style-type: none">1 業務内容が合わない2 技能・経験・知識の不足3 賃金が折り合わない4 就業時間が合わない5 1~4以外の理由	<p>●左記以外の場合</p> <ol style="list-style-type: none">6 選考時に本人が断った7 採用しようとしたが本人が断った8 本人から応募辞退の連絡があった9 本人と連絡がつかない10 応募書類が届かない11 面接不参加
--	---

採用しなかった理由について、できるだけ詳しく教えてください。



選考結果通知書から採用の報告 をする場合の注意点について

選考結果通知書をFAXする際は、

- 【雇用(予定)日】
- 【賃金見込み】
- 【求人票の労働条件と採用条件の相違】

欄も、必ず記入してください。

※ここの記入がない場合、助成金センターから申請書類一式を郵送できませんので、必ず記入してください。



求人者マイページから採用の入力をする場合の注意点について

求人者マイページから選考結果を入力する場合、**【雇用（予定）日】**
【賃金見込み】 **【求人票の労働条件と採用条件の相違】** 欄も、必ず入力するようお願いします。

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス

ホーム (求人/応募管理) メッセージ 事業所情報設定

ホーム > 応募者管理

選考結果

選考結果 (採否) 必須 採用

職種 任意 全角28文字以内

雇用 (予定) 日 任意 半角数字 年 月 日

賃金見込み (手当含まず) 任意 月額、日額、時間額、年俸 賃金見込み (手当含まず) 半角数字 円程度

求人票の労働条件と採用条件との相違の有無
 なし あり 未選択

具体的変更点・変更理由 200文字以内

求人票の労働条件と採用条件との相違 任意

労働契約締結前に変更する労働条件等の明示の有無

※この入力がない場合、助成金センターから申請書類一式を郵送できませんので、必ず入力してください。

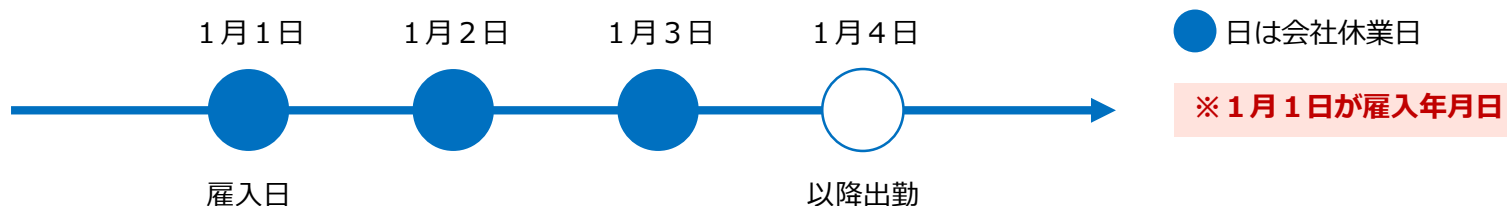


「雇入年月日」について

「雇入年月日」については、まず社員や従業員として、いつから在籍されているかを確認してください。**「雇入年月日」**は、事業主と本人との間で取り決めされた**「在籍となる初日」**のことをいいます。

通常は、「最初に出勤される予定の日」や「実際に出勤された日」となりますが、「在籍となる初日」と最初に出勤される日が異なる場合があるので、ご注意ください。

(例1) 雇入年月日が休祝日に当たる場合



(例2) 出勤された初日に欠勤された場合



よくある質問

ハローワークの紹介で対象労働者の方を採用しました。特定求職者雇用開発助成金の手続きで事前に何かすることはありますか？

- A** ① 雇入れ日が確定したら、紹介を受けたハローワークへ、**選考結果をFAX(※)**又は**求人者マイページ**より速やかに行ってください。

(※ハローワークの紹介状の裏面が「選考結果通知書」になっています。)

- ② **雇入れ日の属する月の翌月10日まで(※)**に、事業所の所在地を管轄するハローワーク雇用保険適用課に、**「雇用保険被保険者資格取得届」**を提出してください。

(※例えば、10月1日が雇入れ日の場合、11月10日までに手続きをする必要があります。)



上記①・②を行った後、特定求職者雇用開発助成金に関する特段の手続きはありません。対象となる事業主には、対象労働者の雇入れ日から約5か月後頃に、助成金センターより申請書類一式を郵送いたします。

よくある質問

ハローワークの紹介で対象労働者の方を採用し、ハローワークへの採用の報告、雇用保険被保険者資格取得届も提出しました。雇入れ日から5か月経過していますが、申請書類一式が郵送されていません。どうしてでしょうか。

A 申請書類一式は、支給要件を満たす可能性ある事業主にのみ郵送しています。

そのため、事前に支給要件を満たしていない、又は不支給要件に当てはまることが明らかである場合、郵送は行っていません。

※以下のような場合は、申請書類一式は郵送していません。

- 雇入れた対象労働者が、ハローワークの紹介日時点において、在職中であるなど失業の状態でない場合。
- 雇入れた対象労働者が、支給対象期間内に既に離職している場合。
- 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に、事業主の都合による従業員の解雇（勸奨退職を含む）がある場合。 など

もし、上記に当てはまらないにも関わらず、申請書類一式が届いていない場合は、**沖縄助成金センター（TEL：098-868-1606）までご連絡ください。**

雇用保険被保険者資格取得届けに関するお問い合わせ先

安定所名	電話番号	所在地	管轄区域
ハローワーク那覇 雇用保険適用課	☎098-866-8609 (部門コード 21#)	〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、西原町、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、粟国村、渡名喜村、北大東村、南大東村
ハローワーク沖縄 雇用保険適用課	☎098-939-3200 (部門コード 21#)	〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 沖縄労働総合庁舎2階	沖縄市、宜野湾市、うるま市、北谷町、嘉手納町、読谷村、北中城村、中城村、金武町、宜野座村、恩納村
ハローワーク名護 管理課	☎0980-52-2810	〒905-0021 名護市東江4-3-12	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊是名村、伊平屋村
ハローワーク宮古 管理課	☎0980-72-3329	〒906-0013 宮古島市平良字下里1020	宮古島市、多良間村
ハローワーク八重山 管理課	☎0980-82-2327	〒907-0004 石垣市字登野城55-4 石垣地方合同庁舎1階	石垣市、竹富町、与那国町

令和2年1月より、ハローワークの雇用保険適用窓口（※）は、受付を16時までとなっております。16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととなっております。窓口での手続きを希望される際は、8時30分～16時00分までに来所するように、ご協力をお願いします。